

第 6 編 災害復興計画

第1章 組織の設置

〔とりまとめ担当課：総務課〕

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第1 町復興本部の設置

町長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部には、部、課等を置くこととするが、その構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

第2 町復興本部の組織・運営

町復興本部の組織・運営は、町災害対策本部並びに阪神・淡路大震災における県・関係市町復興本部をもとにして、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

（→県地域防災計画（風水害等対策計画）第5編第1節「組織の設置」の「（参考）阪神・淡路大震災復興本部の組織・運営」参照）

第2章 復興計画の策定

〔とりまとめ担当課：総務課〕

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順について定める。

第1 復興計画の策定手順

1 準備

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、町民団体、住民等への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

2 策定

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

なお、計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

- (1) 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。

- (2) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

- (3) 阪神・淡路大震災を含め既往災害の経験と教訓の活用

町が過去に経験した災害の検証結果や、阪神・淡路大震災を含め被災市町が復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

第2 復興計画の内容

1 基本的考え方

町は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、町民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

町は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

町は、必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

2 構成

復興計画の構成は、以下をめやすとする。

(1) 復興計画構成例

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画 等

想定される事業分野は、次のとおり。

- ア 生活
- イ 住宅
- ウ 保健・医療
- エ 福祉
- オ 教育・文化
- カ 産業・雇用
- キ 環境
- ク 都市及び都市基盤 等

3 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興計画

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

〈 想定される計画内容例 〉

① コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

② 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動、在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など、こころのケア対策等

③ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

⑤ 安全で快適な住まいの提供

応急仮設住宅の早期の供与と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

(2) 住宅復興計画

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

〈 想定される計画内容例 〉

① 早期の恒久住宅建設

県・都市再生機構・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等

② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等

③ 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等

④ 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興計画

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その

他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するため、都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。

〈 想定される計画内容例 〉

① 主要交通施設の整備

道路等の主要交通施設の早期復旧と耐災性（耐震性）・ネットワーク化による機能強化等

② 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

③ ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐災性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等

④ 防災基盤の整備

公共土木施設の早期復旧と耐災性（耐震性）の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興計画

著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した町民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

〈 想定される計画内容例 〉

① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談助言・支援体制の確立、中小企業・商店街の早期再建支援等

② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

次世代型産業構造への転換への支援や企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等

③ 産業配置と広域的連携

新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等

④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

地域産業を支える人材育成・確保、自立的就業支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により、特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。